

たつの市敬老えらべるギフト協力事業者登録申請書

年 月 日

たつの市敬老お祝い事業実行委員会 様

【申請者】

住所

事業者名

代表者役職・氏名

電話番号

たつの市敬老えらべるギフト取扱事業者募集要項第6の規定により、たつの市敬老えらべるギフト事業について、次のものを商品等として、登録申請をします。

なお、登録の審査において、在住状況確認及び納税状況確認のため、所在に関する情報及びたつの市税の納税状況に関する情報が確認されることについて了承します。

[illegible]

添付資料 (1)会社概要 (パンフレット等でも可) (2)商品等の画像データ(1MB以上) (3)誓約書 (4)その他

誓約書

たつの市敬老えらべるギフト事業に係る商品等の送付について、「たつの市敬老えらべるギフト取扱事業者募集要項」に基づき、下記事項のとおり実施することを誓約します。

記

- 1 協力事業者は、たつの市敬老お祝い事業実行委員会から商品等の発注票による通知があったときは、速やかに商品等を対象者に郵送その他適切な方法により送付すること。
- 2 商品等を送付したときは、当該月ごとに、商品等の送付実績等を取りまとめ、商品等を送付したことを証する書類を添えて、その翌月の10日までに、たつの市敬老お祝い事業実行委員会にその費用を請求すること。
- 3 次のいずれかに該当するときは、速やかにたつの市敬老お祝い事業実行委員会へ届け出ること。
 - (1) 商品等の発送に1か月以上の遅延が生じると思われるとき
 - (2) 商品等の品質等に問題が生じ、送付できないとき
 - (3) 商品等の送付過程において事故等の問題が生じたとき
 - (4) その他重要な変更が生じたとき
- 4 対象者からの当該商品等に係る苦情は、発送者が責任をもって対応すること。
- 5 発送者の責めに帰すべき理由により、当該商品等が対象者等に身体上又は財物上の損害を生じさせたときは、その賠償の責めを負うこと。
- 6 この業務を遂行するに当たり知り得た個人情報は、適正な管理により取り扱うとともに、商品等の送付目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

また、この業務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 7 協力事業者の責めに帰すべき理由により個人情報が漏えいし、第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、協力事業者がその賠償額を負担する。
- 8 本事業にて取り扱う商品等については、たつの市敬老お祝い事業実行委員会と協議し定めるものとする。

年 月 日

たつの市敬老お祝い事業実行委員会 様

協力事業者 (住所) _____

会社印又は代表者印を押印ください。

(代表者氏名) _____

